

法人

法人登録申請

- 放置車両確認事務法人登録申請書を記載
- 登録料23,000円を納付
- 警察本部又は事務所の所在地を管轄する警察署へ提出
- 申請書配置場所は警察本部交通指導課又は警察署交通課

法人登録更新申請

- 登録の更新は、有効期限の6か月前から50日前までの間に申請してください。
- 放置車両確認事務法人登録更新申請書を記載
- 登録料23,000円を納付
- 警察本部又は事務所の所在地を管轄する警察署へ提出
- 申請書配置場所は警察本部交通指導課又は警察署交通課

添付書類

- 法人関係
 - ・ 定款等
 - ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ・ 役員の氏名及び住所を記載した名簿
 - ・ 欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - ・ 資機材を保有する旨の誓約書
 - ・ 駐車監視員資格者証の写し（2名以上）
 - ・ 事務所に係る資料
- 役員関係
 - ・ 住民票の写し（本籍、国籍等記載）
 - ・ 診断書

審査

法人審査（要件）

- ◎ 法人の実在性の審査
- ◎ 次の要件のすべてに適合している法人
 - ◇ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の10の規定により登録を取り消された場合、その取消しから起算して2年を経過した法人
 - ◇ 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて、確認事務を行うものであること
 - ◇ 駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること
 - ◇ 愛知県公安委員会の区域内に事務所を有するものであること

役員審査（要件）

- ◎ 役員の実在性の審査
- ◎ 次の要件に該当する者のある法人は登録できない
 - ◇ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ◇ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ◇ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - ◇ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは、第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - ◇ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ◇ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として確認事務の委託の手續等に関する規則で定めるもの

愛知県公安
委員会の登録

登録(更新)
通知

入札
・
契約

放置車両確認機関